

令和2年度 農地中間管理事業 事業計画

令和2年3月26日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
(山口県農地中間管理機構)

第1 令和2年度農地集積目標について

- 1 県の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」における概ね10年後の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標」の実現に向け、集積目標面積を、引き続き「2,280ha」とする。
- 2 集積目標の達成に向け、集落営農法人の設立の機運が高まった地域や、実質化した人・農地プランを核に集積・集約を推進していく地域等を重点地区に設定するとともに、農地整備事業を実施する地区をモデル地区とし、関係機関等と一体的かつ集中的に事業を推進し、確実に担い手への集積・集約を行っていく。
- 3 重点地区・モデル地区以外は、市町、農業委員会、土地改良区、農協など関係機関と緊密な連携の下、地域内での話し合いの場の活用や機構事業の制度周知等により、機構事業を活用した農地の集積・集約を図っていく。

第2 推進に向けた役割分担

業務	機構	県	市町	農委・最適化推進委員	土地改良区	農協
制度啓発	◎	◎	◎	○	○	○
出し手の掘り起こし	◎	○	◎	◎	○	○
受け手の掘り起こし	◎	○	◎	◎	○	○
マッチング	◎	○	◎	◎	○	○
重点(市町選定)地区指導	◎	○	◎	○		○
モデル(農地整備事業)地区指導	◎	◎	◎	○	◎	
協力金啓発・交付	○	◎	◎			

◎：主として分担 ○：補足的に分担

第3 事業推進のための重点的な取り組み

1 集積・集約の着実な推進

業務委託先である市町・土地改良区等と情報交換を密にし、重点・モデル地区における確実な事業推進を図るとともに、農業委員会と連携し、事業推進を行っていく。

また、人・農地プラン等の地域での話し合いの場へ積極的に参画し、情報収集・提供を行うとともに、事業の活用事例集を作成・配布し、地域の合意による集積・集約の推進を図る。

更に、制度改正に伴う農地利用円滑化事業からの承継や事業実施区域の拡大、相続未登記農地等の活用に対しても的確に対応していく。

2 出し手・受け手の確保・情報の共有

遊休農地利用意向調査等により収集した、機構への貸付希望の意向が示された農地情報を、公募管理支援システム等の活用により関係機関で共有化するとともに、地図システムを活用し可視化に努める。

また、受け手の希望に沿った情報の提供を行うとともに、引き続き効率的な広報活動を実施する。

3 農地整備事業との連携

事業実施地区において、工事の進捗状況に応じて確実に集積が図られるよう、関係機関・団体と緊密な情報交換を行い、一体的に推進する。

また、県と連携の上、機構関連農地整備事業の着実な推進を図り、更に国営事業との連携や土地改良区への業務委託により、一層の集積の実現に努める。

4 市町農業委員会との連携

農地利用最適化推進委員とは、事業説明会の実施や、マッチング活動及び情報共有に資する公募管理支援システムの活用、機構推進員との協働等により、効果的な連携を図る。

また、農業委員会事務局との意見交換・情報交換に努める。

5 事務手続きの改善・事業推進体制の強化

申請処理の円滑化と出し手・受け手の負担軽減に資するため、引き続き、国における制度の見直しと連動した事務処理の簡素・合理化や、処理システムの改善等を進めるとともに、国の整備する農地情報公開システムの有効活用を図る。

また、事業推進体制の強化や、増加する賃借料の適正管理を図るとともに、事業関係者を対象とする業務研修会・システム研修会や機構推進員との業務打合せ等を、必要に応じ開催する。